

行動する法人会

宮古法人会新春の集いを開催(6.1.29)



去る1月29日(月)、元日本代表のサッカー選手であり、現在いわてアスリートクラブ代表取締役の秋田豊氏をお迎えして、『一流の思考力』と題してお話を頂きました。

当日は会員・一般63名の聴講者があり、盛会裡に開催されました。特に講演の中で、ご自身の成功体験や失敗体験等を通じて、「大切なことは、①常に前向きな将来のプランニング、②プラス思考な発想の転換、③必ずやり遂げるという強い意思、責任感」と、熱く語っていただきました。

講演会終了後の交流会にも参加を頂き、多くの参加者の皆様と和気あいあいと歓談され、充実したひと時を共有することが出来ました。たくさんのご参加ありがとうございました。

contents

目次

行動する法人会	1~3
紙上講演会	4~6
①健診で血糖値が高いといわれたら	
②帳簿の記載が不十分な場合等の過少 申告加算税の加重措置	
トピックス	7
納税表彰式、定額減税	
法人会自主点検チェックシート	8

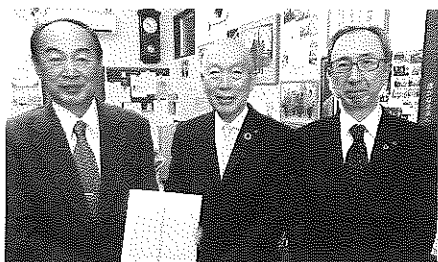
宮古市企業発展と社会貢献法人会

法人会のキャッチフレーズ

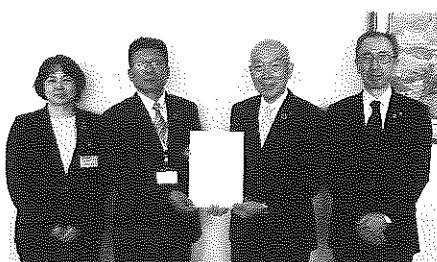
法人会は
 経営者や役員もこの団体として
 会社の積極的な自己啓蒙を
 納税意識の向上と
 企業経営および社会の
 健全な発展に貢献します

法人会の基本的指針

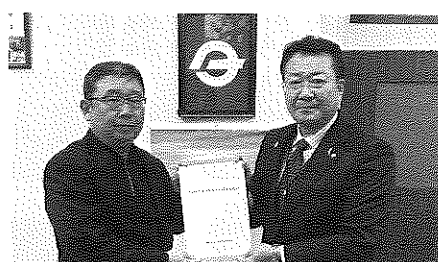
行動する法人会 令和6年度税制改正に関する提言活動



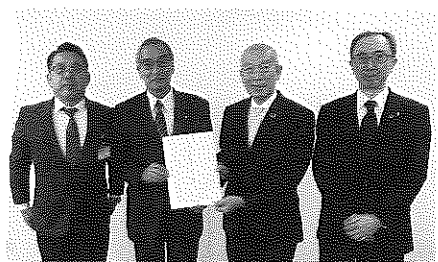
鈴木俊一衆議院議 (5.11.15)
鈴木俊一議員秘書 大井 美由紀氏(左)
寺崎 勉会長(中央) 齋藤 浩司税制委員長(右)



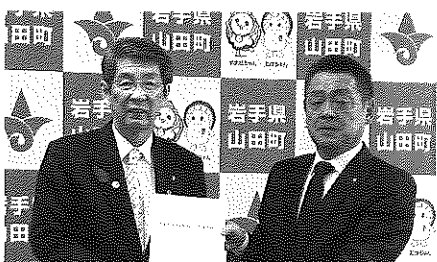
宮古市長 (5.11.15)
総務部長 下島野 悟氏(中央左)
税務課長 松橋 かおる氏(左)



田野畑村長 (5.11.14)
田野畑村長 佐々木 靖氏(右)
田野畑支部長 横田 雅明(左)



宮古市議会議長 (5.11.15)
副議長 竹花 邦彦氏(中央左)
事務局長 前田 正浩氏(左)



山田町長 (5.12.19)
山田町長 佐藤 信逸氏(左)
山田支部長 山崎 淳一(右)

岩泉町長 (5.12.6)
総括室長 田鎖 雅樹氏
岩泉支部長 工藤 俊治

■会員企業の役に立つ「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

令和6年度 税制改正 スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

第39回法人会全国大会群馬大会 (5.10.18)



法人会全国大会が、去る10月18日(水)に群馬県高崎市において開催され、当会から、寺崎会長が参加しました。全国から1500名あまりの企業経営者が集結し、第1部の講演では日本通信(株)代表取締役社長で公立大学理事長の福田尚久氏が講師を務めました。

第2部の式典では、山本一太群馬県知事、富岡賢治高崎市長の歓迎の挨拶で始まり、税

制改正提言の報告が行われました。会長の寺崎は、今後も全法連財務委員会の一員として税制改革についてしっかりと携わって参りたいと決意を新たに致しました。



群馬交響楽団による
ウェルカム演奏

第37回法人会全国青年の集い山形大会 (5.11. 9~11.10)

大会スローガン【為せば成る！感謝と恩返し of 想いを胸に～】



ヤマガタデザイン株式会社 山中大介氏による講演会

【大会所見】大会会場では、全国各地の法人会青年部による租税教室の活動への取り組みがパネル展示で紹介されており、宮古法人会青年部とは違う子供たちへ伝える手法は、とても参考になりました。

記念講演では、「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」をテーマに、東京出身で前職が三井不動産というエリートサラリーマンから縁もゆかりもない山形へ移住して起業された「ヤマガタデザイン株式会社 代表取締役 山中大介 氏」による講演を聴かせて頂きました。私たちが抱えている地方の課題を明確にし、解決するための取り組みから、今

の自分の仕事はこの地域を幸せにしているのか等、困難な状況でも前へ進むそのマインドは、経営者にとって必要不可欠な大事な要素なのだと感じました。

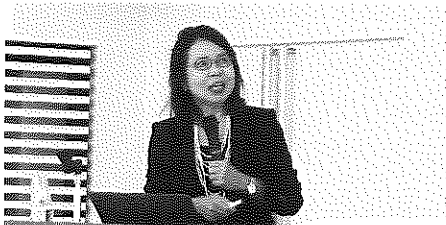
大会式典では青年部会活動の柱である租税教育活動や部会員増強について、一年間の取り組みと成果を発表・表彰し、全国青年部会の連携強化、更なる活動の発展を感じた式典でした。今回の全国大会参加の経験を、今後の宮古法人会での活動及び、自社の経営にも活かせるように、しっかりとフィードバックし、実践していきたいと思ひます。 宮古法人会青年部会相談役 佐藤隆一



会場前にて盛岡法人会メンバーと

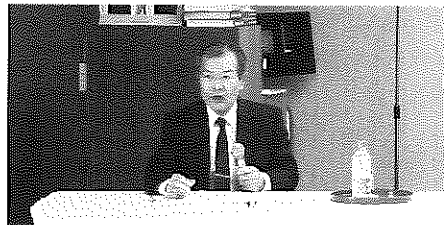
講演会・研修会・社会貢献活動

健康セミナー (5.10.25)

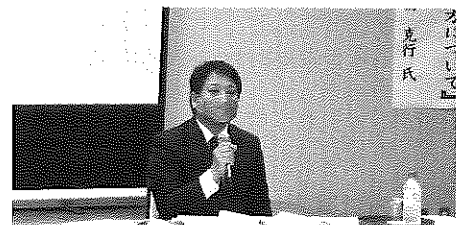


演題 **がんはもう怖くない**
～ここまできた最先端技術～
講師 **医科大学客員教授 植田美津江氏**

実務セミナー (5.11.28)



演題 **自主点検チェックシートの活用 of 仕方について**
講師 **税理士 下澤昇氏**



演題 **令和5年分年末調整の仕方について**
講師 **宮古税務署 法人課税部門 上席国税調査官 高橋克行氏**

税務研修会 (5.11.20)

2023年版 年末調整実践セミナー

税務研修会とは、税務に関する最新情報や、税務上の課題を解決するための実践的な研修です。本セミナーでは、最新の税制改正や、税務上の課題を解決するための実践的な研修です。税務上の課題を解決するための実践的な研修です。

令和5年11月20日(月) 13:30~15:00

【開催期間】令和5年11月22日(水)~12月5日(火)

※税務上の最新情報や、税務上の課題を解決するための実践的な研修です。

<p>【研修内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年末調整とは (法人の視点) 2. 年末調整の目的と対象者は? 3. 年末調整のスケジュールについて 4. 年末調整の発生と発生額 5. 今年度の改正点 6. 各種所得の計算方法とポイント <p>※詳しくは、お申し込みの際にお知らせいたします。</p>	<p>税理士</p> <p>伯母 敏子 氏</p> <p>＜経歴プロフィール＞ 大学卒業、大手リース会社の営業、税理士事務所での勤務を経て、専業主婦として専業主婦、専業主婦の経営者として、No.1000 19年連続「トップ・セール」の活躍を続ける。各種メディアへの出演、セミナー、オンラインでの講演など幅広く、税務関係のイベントにも参加。</p>
--	---

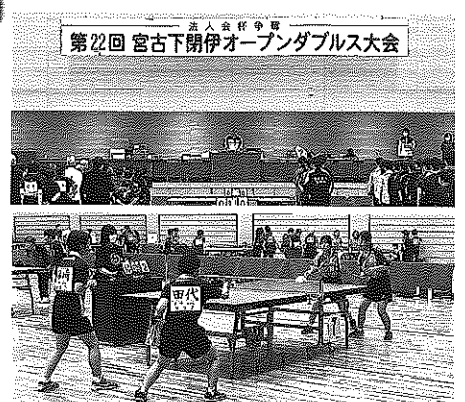
演題 **オンラインセミナー**
2023年版年末調整実践セミナー
講師 **税理士 伯母敏子氏**

下閉伊北部法人会 商工会交流会研修会(6.1.30)



演題 **地域の力と観光振興について**
講師 **田野畑村副村長 阿部芳肇氏**

法人会杯争奪卓球大会(5.10.29)



健診で血糖値が高いと言われたら？

一般社団法人Lumedia

皆さんは健康診断や人間ドックなどで「血糖値が高い」と言われたことはありませんか？「血糖値が高い？糖尿病なのかな？」「これからどんな検査をするのかな？」「病院には行くべき？」などの疑問を抱える方は多いかと思います。

手もとに健康診断や人間ドックの検査結果はありますか？今回は検査結果の「血糖値」「HbA1c（ヘモグロビン・エー・ワン・シー）」の2か所を確認してみましょう。血糖値には主に「空腹時血糖値」と「随時血糖値」の2つがあり、食事やカロリーを含んだ水分を10時間以上食べたり飲んだりせずに検査を受けた場合の数値を「空腹時血糖値」、それ以外の血糖値は「随時血糖値」としています（参考文献①）。検査を受けた日、検査前にご飯を食べたかを思い出しましょう。また、「HbA1c」は検査前の約3か月間の血糖値を反映した値です（参考文献②）。

さて、病院では糖尿病の診断はどのように行われるのでしょうか。糖尿病の診断基準は次のようになっています（参考文献③）。

1. 糖尿病型を2回確認する

「糖尿病型」とは、「空腹時血糖値126mg/dL以上」「ブドウ糖負荷試験（※）で2時間値が200mg/dL以上」「随時血糖値200mg/dL以上」「HbA1c6.5%以上」のどれかに該当する状態のことを指します。健診の結果と合わせて2回基準を満たせば、「糖尿病」という診断になります。ただし、HbA1cだけでは診断できず、必ず血糖値が基準を満たすことが必要です。まれにHbA1cは、正しい血糖コントロールを反映しない場合があ

るからです（参考文献②）。

※「ブドウ糖負荷試験」は主に病院で行う検査で、75gのブドウ糖を含んだ飲み物を飲んで、どれくらい血糖値が上がるかを見るものです。血液検査は4～5回行いますが、ブドウ糖を飲む前と2時間後の結果を診断に用います。

2. 糖尿病型を1回確認し慢性高血糖症状の存在を確認する

糖尿病型が1回と、糖尿病の典型的な症状（喉の渇き、多飲、多尿、体重減少）の存在か糖尿病性網膜症（目の所見）があれば、それだけで糖尿病の診断となります。糖尿病性網膜症はほとんどの方が症状はなく、眼科での診察が必要です。意外に思われるかもしれませんが、尿中に出る糖である「尿糖」は診断には使いません。

以上のように、健康診断や人間ドックで引っかかった場合には病院を受診していただきたいのですが、受診までの間にできることはあるのでしょうか。糖尿病は種類によって根本の治療が大きく変わりますが、共通して言えるのは「ショ糖（砂糖の主成分）を多く含んだ食品を控えたほうがよい」ということです。ショ糖を多く含む飲食物の具体例としては、ジュースをはじめとした清涼飲料水があります。ジュースにはショ糖が多く含まれており、それによって血糖値が高くなるため、ショ糖や果糖ブドウ糖液糖などが含まれているジュースは控えるのがよいでしょう（参考文献④）。糖尿病はほうっておくと重大な合併症を引き起こす病気です。症状がなくてもほうってお

かず、早めに病院を受診しましょう！その時には必ず健診の結果を持っていきましょう！

《まとめ》

- ・空腹時血糖値 126mg/dL 以上かつ HbA1c 6.5% 以上の方は要精密検査です！
- ・血糖値が高いと言われたら、まず病院を受診しましょう。
- ・少なくとも受診まではショ糖(砂糖の主成分)を多く含むものを控えておきましょう。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

【筆者紹介】

一般社団法人 Lumedia 誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia (ルメディア)」を運営している。

【参考文献】

- ①全国健康保険協会 健診のご案内
- ② American Diabetes Association Professional Practice Committee, Draznin B et al. 6. Glycemic Targets: Standards of Medical Care in Diabetes-2022. Diabetes Care. 2022 Jan 1;45(Suppl 1):S83-S96.
- ③糖尿病診療ガイドライン 2019 糖尿病診断の指針
- ④糖尿病診療ガイドライン 2019 食事療法

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内

検索



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



リサ

税務調査でミスを指摘され、法人税の修正申告をして納税額が発生する場合、過少申告加算税が課されることになりましたが、この過少申告加算税の課税割合が見直されたと聞きました。どのように変わったのでしょうか。

ご質問の加算税制度の見直しは令和4年度税制改正で措置されたものです。具体的には、帳簿の提示がない場合など一定の場合に過少申告加算税が加重されることになりました。これは、帳簿の記帳水準を向上させるために、記帳義務を適正に履行しない納税者に対し過少申告加算税を加重することとして新たに措置されました。



サキ先生

リサ 具体的にどのような場合に過少申告加算税が加重されるのでしょうか。

例えば、調査において総勘定元帳などの帳簿を税務調査官に提示しない場合や、帳簿を提示したもののその帳簿に記載すべき事項のうち売上げなどの収入に関する事項の記載が著しく不十分な場合には、帳簿に記載すべき事項に係る増差税額の10%に相当する金額が加算されます。一方で、収入に関する事項の帳簿への記載が著しく不十分ではないものの、記載が不十分である場合には、記載すべき事項に係る増差税額の5%に相当する金額が加算されます。

なお、この収入には、雑収入などの営業外収益や特別利益は含まれません。

サキ先生

リサ ここでいう「著しく不十分」や「不十分」はどのように判断するのですか。

記帳の程度として「著しく不十分」とは、収入について記載すべき事項の金額の2分の1に満たない場合とされ、「不十分」とは、記載すべき事項の金額の3分の2に満たない場合とされています。

サキ先生

リサ 記帳の程度は収入に関する事項の記載で判断するとのことですが、なぜ経費では判断しないのですか。

経費については通常、税額を減らす要素となりますので、収入に比べて納税者の自主的な記帳が期待できることなどがその理由とされています。

サキ先生

リサ では、調査の結果、売上げの過少計上と経費の過大計上に基づく修正申告をして、収入に関する記帳の程度が不十分であった場合、過少申告加算税はどのように計算するのですか。

記帳の程度は収入に関する事項のみで判断しますが、加重措置の対象は帳簿に記載すべき全ての事項が対象となります。そうしますと、売上げの過少計上だけでなく、経費の過大計上に基因して納税することとなる本税額も過少申告加算税の加重措置の対象となります。

サキ先生

リサ このような加重措置はいつから適用になるのですか。

加重措置は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来するものについて適用になりますので、例えば令和5年10月決算期分の修正申告から適用されることになります。

サキ先生

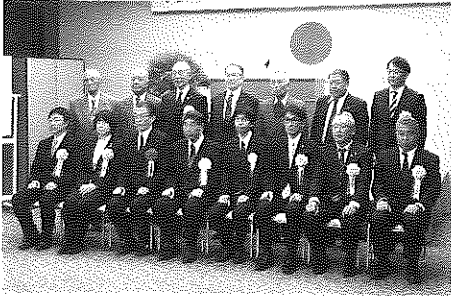
リサ まずは、収入に関する事項の漏れがないように正しく記帳することが必要ですね。



【筆者紹介】

野川悟志（のがわ・さとし）福岡県出身。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『税務図解の技法』（大蔵財務協会）、『令和5年版 税制改正経過一覧ハンドブック』（共著、大蔵財務協会）など。

令和5年度納税表彰式 (5.11.12)



宮古税務署長表彰

吉田 好枝 氏 岩手県納税貯蓄組合連合会理事
(宮古・下閉伊地区納税貯蓄組合連合会会長)

宮古・下閉伊地区納税貯蓄組合連合会長表彰

岩泉町 門町第二納税貯蓄組合 組合長 坂根 利幸 氏

国税庁 定額減税特設サイトの開設について

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）を開設しました。

○ 国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」のQRコード

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら



上記のリンク用バナー及びQRコードにつきましては、国税庁ホームページにおける「定額減税特設サイト」にも掲載しておりますので御利用ください。※掲載情報については随時更新

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

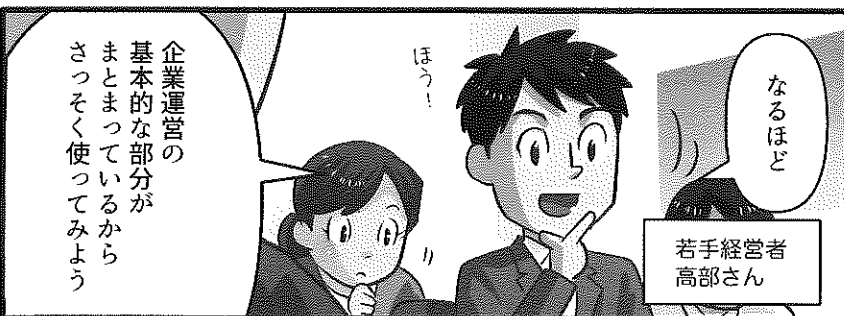
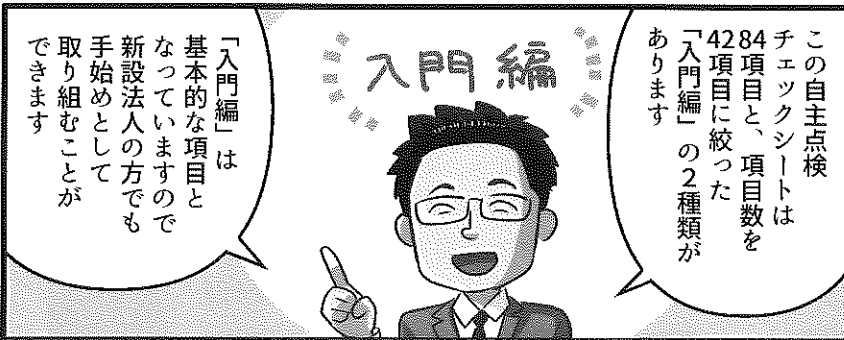
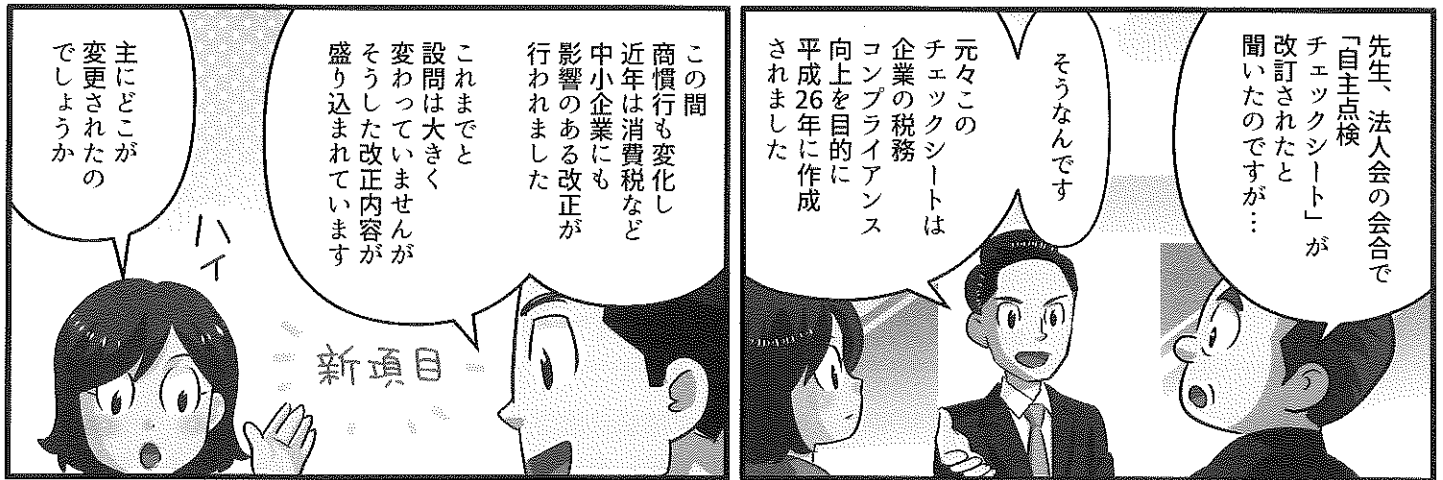
給与支払者向け定額減税説明会 開催日程について

○現在開催を予定している説明会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください）。説明会には国税庁から送付したパンフレット「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」をご持参下さい。お手元がない場合は、定額減税特設サイトに送付したパンフレットを掲載しておりますので、事前にダウンロードし、ご準備ください。

○会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催しています。参加をご希望の場合は、国税庁LINE公式アカウントから事前申込をお願いいたします。なお、定員に達した時点で、申し込みの受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。 **事前申込(国税庁公式LINEアカウント)はこちら→**



開催日	時間	会場	会議室等	定員	備考
4月23日	14:00～15:00	岩泉町民会館	2階大会議室	100人	駐車場は、台数に限りがあります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用下さい。
4月24日	10:00～11:00	宮古市民文化会館	1階中ホール	150人	
	14:00～15:00				
5月14日	10:00～11:00	宮古市民文化会館	1階中ホール	150人	
	14:00～15:00				



お問い合わせ先  宮古法人会